
利益相反管理方針

本方針は、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための態勢を整備し、お客様の利益を保護することを目的として策定されています。

I. 利益相反のおそれのある対象取引（以下「管理取引」という。）

当社とお客様の利益が相反するおそれのある取引の類型としては、以下のようなものを想定しています。

1. お客様の取引情報を利用して当社等の役職員が自己又は第三者の利益のために取引すること
2. お客様の利益を害することとなる競合取引を当社等の役職員が自己又は第三者のために行うこと
3. お客様の利益を害することとなる不必要又は通常の見積りの条件と異なる条件の取引を行うこと
4. お客様の運用資産の取引発注において最もお客様の利益に資すると判断される条件によらないこと
5. お客様の運用資産と他のお客様の運用資産との間の取引を行うこと
6. お客様の運用資産と当社等又はその役職員の資産との間の取引を行うこと
7. お客様の運用資産に当社等の発行する有価証券を組み入れること
8. お客様以外の他人から拘束を受けてお客様の運用資産を運用すること
9. お客様の運用資産に係る情報を守秘義務に違反して共有すること
10. お客様の利益を害することとなる運用商品の提供(適合性原則違反等)

II. 利益相反管理体制

- A. 当社は、利益相反取引等の管理を行うに当たり、各業務執行部門からの独立性を有する利益相反管理統括責任者及び利益相反管理統括部署を設置するものとします。当社の利益相反管理統括責任者はチーフ・コンプライアンス・オフィサーとし、利益相反の可能性のある取引等の特定及び利益相反の管理に関する管理体制を統括します。利益相反管理統括部署は法務コンプライアンス部とし、利益相反管理統括責任者の指揮のもと、利益相反の可能性のある取引等の特定及び利益相反の管理を行います。
- B. 利益相反に関する問題が生じた場合、利益相反管理統括責任者は原則として月次で開催される当社のビジネス・リスク管理委員会に報告を行い、委員会は当該問題が解決されるまで継続してフォロー・アップします。委員会の協議内容は委員会の各メンバー(代表取締役社長、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを含む)に直ちに報告され、問題の内容がエスカレートされます。ビジネス・リスク管理委員会は毎月、その議事内容をフランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社エグゼクティブ・マネジメント・コミッティに対して報告します。
- C. 当社では利益相反の管理を含めた内部管理体制状況をチェックするため、四半期に一度当社の各業務部門によりリスク・コントロール・セルフ・アセスメント(RCSA)と呼ばれる自主点検が行われており、各業務部門が提出したRCSAに係るマトリックス、テスト・プラン及びテスト・エビデンスに基づ

き法務コンプライアンス部は各業務部門とレビュー・ミーティングを行って自主点検の結果とその内容をビジネス・リスク管理委員会に報告します。利益相反に関する問題等を含む各業務部門の内部管理上の問題点はRCSAに係るマトリックスに記載され、当該問題点の改善策と再発防止策の確実な実施が1年間にわたってフォロー・アップされます。法務コンプライアンス部はこれら自主点検の結果を含め四半期に一度独自のコンプライアンス・モニタリングを実施し、その結果をビジネス・リスク管理委員会に報告しています。

- D. 当社の内部監査は、グループ内の内部監査部門によって、法令遵守態勢、運用、管理、財務等の各業務、危機管理、情報管理、業務委託先管理等の点検が定期的に行われます。内部監査の結果は法務コンプライアンス部によってビジネス・リスク管理委員会に報告され、問題点が指摘された場合は解決に至るまでフォロー・アップされることとなっています。

III. 利益相反の管理方法

管理対象取引については、次に掲げる方法を選択し、又は組み合わせることにより適切に利益相反を管理します。

- A 管理管理対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- B 管理対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- C 管理対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- D 管理対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法（ただし、当社又は当社関係者が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- E その他当社が適切と認める方法

V 記録保存

利益相反管理統括部署は、本方針で定める利益相反のおそれのある取引の特定、管理のための措置等に関する記録を作成の日から5年間保存するものとします。

2021年4月1日現在